

各位

公益社団法人
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い

ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年1月のマイナンバー制度の施行により、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下、当協会と称します）では以下の事務に利用するため、ご本人の個人番号を収集する必要があります。

これは事業者が税務当局に提出する支払調書に支払先様の個人番号を記載することが義務づけられるとともに、事業者が支払先様から個人番号を収集する際には、支払先様の本人確認を行うことも義務づけられました。このため、当協会では、支払先様から個人番号を申告していただくとともに、本人確認のご協力をお願いする次第です。

- 1.当協会から所得を得られた方の「給与所得の源泉徴収票作成事務」の目的で利用します。
- 2.当協会から支払われた「報酬等の支払調書作成事務」の目的で利用します。

*今回、個人番号を提出して頂く方は、当協会からお支払する所得や報酬をご本人受取される方が対象となります。報酬などが法人口座の方は提出の必要はありません。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、同封している個人番号の提供書に必要事項をご記入いただき、番号の確認を行うための書類および身元を確認するための書類を同封の上、返信用封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

期限はまことに恐縮ですが平成28年12月16日（金）までに投函頂ければ幸いです。

なお、お送りいただきました個人情報、法令に則り、適正に取り扱うとともに、番号確認書類及び本人確認書類は、当協会にて適切な方法で廃棄させていただきます。

以上

【お問い合わせ先】

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
事務局 経理・給与担当 電話番号 03-6434-1125

